**SIPS理事への業務委託について**

1. SIPS定例業務の委託

一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会（SIPS）の事業活動の内、理事会で必要と認めた作業は、必要に応じて業務執行理事が所長を務めるビジネスインフラ研究所（所長　菅又久直）に委託する。

* 委託内容には次の作業を含む。
* SIPS事業のプロジェクト管理
* 会議（総会、理事会、幹事会、TC154会議等）資料の作成
* SIPS WEB及びレジストリの更新
* 国際会議報告
* その他、理事会で必要と認めた作業
* 菅又久直理事へのSIPS定例業務委託予算：約117万円（消費税を除く）

1. 受託収益事業遂行のための委託

　一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会より受託する「国際標準に準拠した貿易分野データ連携、貿易手続デジタル化の推進・検討に係る業務：国際標準の普及に向けた取組の実施」を遂行するため、SIPSの菅又久直理事及び遠城秀和理事に「トレードファイナンス参照データモデル」の開発と国連CEFACTへの提案活動を委託する。

* + 菅又久直理事への委託予定金額：約87万円（消費税を除く）
* 国連CEFACTへのプロジェクト提案
* トレードファイナンス情報モデル設計
* プロジェクト管理及び報告書作成
  + 遠城秀和理事への委託予定金額：約24万円（消費税を除く）
* トレードファイナンス参照データモデル業務要件定義書策定支援

　以上の委託事業は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条」（注1）に基づき、社員総会に承認を求めることとする。

（注１）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条

1. 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

1. [民法（明治二十九年法律第八十九号）第108条](https://ja.wikibooks.org/wiki/%E6%B0%91%E6%B3%95%E7%AC%AC108%E6%9D%A1)の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。